

北見市障がい者計画策定委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく北見市障がい者計画の策定に関し、市民各層の意見を反映させるため、北見市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)障がい者計画の調査、研究に関すること
- (2)障がい者計画素案の策定に関すること
- (3)総合的な障がい者施策の推進に関すること
- (4)その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)保健、医療関係機関の代表者
- (3)学校教育関係機関の代表者
- (4)商工・労働関係者（障がい者就労）
- (5)社会福祉施設等の代表者
- (6)障がい者福祉団体等の代表者
- (7)市民代表

3 市民代表は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。但し、最初に招集される委員会は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。